

令和元年 10 月 1 日施行

多摩市受動喫煙防止条例

安心して
いきいきと

暮らせるまちづくり

誰もが健康で幸せでいられる健幸都市（スマートウェルネスシティ）
を目指し、多摩市受動喫煙防止条例を制定しました。

守ります

たばこの煙による健康影響
から市民を守ります。

- 公園の敷地内（除外時間有り）
- 幼稚園・保育園、小・中・高等学校
の敷地内とその敷地に隣接する路上
- 市が管理する施設とその施設に
隣接する路上



応援します

禁煙を希望する
市民を応援します。

令和元年 10 月 1 日より、
禁煙治療費助成を開始します。
（市内在住の 20 歳以上の方）



整備します

たばこを吸う人と吸わない人が
互いに配慮できる環境を整備します。

- 受動喫煙防止重点区域を
新たに指定
- 市内 4 駅に設置している
喫煙スポットを整備



取り組みます

たばこの正しい知識の
普及・啓発に
取り組みます。

喫煙や受動喫煙の健康影響
について正しく理解できる
よう普及啓発に努めます。



東京都の取り組み

東京 2020 大会に向け、たばこを吸う人も吸わない人も、快適に過ごせる街の実現を目指し、東京都受動喫煙防止条例を昨年 6 月に策定しました。段階的に施行し、2020 年 4 月 1 日に全面施行します。

第一段階として、喫煙ができる場所で喫煙をする際、受動喫煙を生じさせることがないよう周囲の状況に配慮しなければならない等、都民の皆様の責務を定めています。責務に関する規定は、平成 31 年 1 月 1 日に施行しました。

第二段階として、令和元年 7 月 1 日からは、幼稚園・保育園、小・中・高等学校、児童福祉施設、病院、行政機関の庁舎を屋内全面禁煙とする規則を施行しました。

第三段階として、令和元年 9 月 1 日から飲食店の店内禁煙状況を店頭に表示することを義務化しました。



詳しくはこちらをご覧ください。
多摩市公式ホームページ▶▶▶



問合せ 多摩市立健康センター
(042-376-9111)